

第13回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月24日（水）午後1時30分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地所有適格法人の設立について
 - (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (3) 議案第2号 納税猶予適格者証明について
 - (4) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第6号 非農地証明願について
 - (8) 議案第7号 令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
農業委員会事務局長ほか 4名
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（2番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいま

から第13回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、7番植竹委員、8番笹沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局にお願いいたします。

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4～6ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 7～12ページ>

農地中間管理機構特例事業 7件

利用権設定等促進事業 3件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 13ページ、別冊資料説明 2ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） 議案第2号、本町1丁目地内について、相続税の納税猶予に関する適格者証明について報告いたします。令和6年7月22日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局

からの報告により調査・検討しました結果、現地は耕作されており、許可することに問題ないものと確認してまいりました。

以上、報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 納税猶予制度の申請には年齢制限はあるのでしょうか。

事務局 納税猶予制度の申請には、年齢の制限はありません。納税猶予を受けようとする者は、相続発生後10ヵ月以内に農業委員会が発行した納税猶予適格者証明書を税務署へ提出し、納税猶予の手続きを行うこととなります。

議長（荒井 一夫）他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 14～17 ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員（屋代 幸子） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年7月22日、現地調査班第4班で確認してまいりました。一括してご報告いたします。申請番号24番から33番までの10件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、許可することに問題ないものと思われま

以上、報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号31について、将来農業を営んでいけるのか疑問があります。受人は農地所有適格法人の資格があり、米や麦を作付し、今後は規模拡大を目指しているようですが、執行役員及び農業従事使用人の3名共に大田原市に居住しておりません。今後、作付けや農地の管理状況などが懸念されます。

事務局で具体的な情報がありましたら、お聞かせください。

事務局 申請番号31における将来農業を営んでいけるのかという質問にお答えします。資料5ページをご覧ください。

北野上の圃場は、農業従事使用人が管理しており、居住地から大田原まで毎日通勤しております。農業従事使用人の他、もう1名那須塩原市在住の農業従事者がおり、現在、2名で圃場の管理・耕作をしております。

報告第1号での説明のとおり、3年前から比較すると売上は毎年伸びており、実績を上げております。農業に注力することから農業経営は加速していくことが見込まれ、問題なく経営されていくものと考えております。

説明は以上です。

佐藤 孝委員 申請番号31について、耕作地は山間地域で耕作しづらいのではないかと思いますし、当該者が見込んでいる米や麦の売り上げを本当に達成できるのか懸念しております。

今後作付けや管理状況などの推移を見守っていければと考えております。

事務局 収益が見込めるのかという点につきましては、農作物の販売先は申請番号31の親会社を予定しております。

グループ会社内での流通のため経費は抑えつつ、農作物の販売先が確保されているので山間地域であっても収益は見込めるものと考えております。

説明は以上です。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明18ページ、別冊資料説明3、4ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員 (屋代 幸子) 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年7月22日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

議案第4号 申請番号10番、美原2丁目地内について、転用目的は住

宅敷地拡張のためです。現地の状況は、すでに敷石や庭石などがあり、庭になっておりました。始末書提出により是正申請されております。転用計画に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 19、20ページ、別冊資料説明 5～9ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員(屋代 幸子) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年7月22日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号13番、薄葉地内について、転用目的は一般住宅建築です。現地の状況について西側は市道、南側・東側は住宅、北側は進入路になっており、周辺農地に影響はないことを確認いたしました。転用計画に問題はないと思います。

申請番号14番、若草1丁目地内について、転用目的は宅地拡張です。駐車スペースとして車両2台分、残りは家庭菜園に利用するとのことです。周辺農地への影響はないと思われ、転用計画に問題ないと確認しました。

申請番号15番、両郷地内について、転用目的は一般住宅建築のためです。両親が高齢なので申請人は地元に戻り、同居するための住宅を建築するとのことです。周辺に農地がありますが、周辺農地への影響がないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

申請番号16番、元町1丁目地内について、転用目的は住宅建築です。周辺は住宅に囲まれておりました。雨水地下浸透、生活雑排水は下水道処理の計画にて周辺農地への影響はないと思われ、転用計画に問題ないものと確認しました。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 申請番号14について、宅地拡張とありますが、別冊資料を確認したところ該当箇所が分かりづらいので説明ください。合わせて、進入路についても、もう少し詳細に説明願います。

事務局 別冊資料の6ページ、緑色の着色部分が今回の転用エリアになります。土地利用計画といたしましては、北側の約半分を駐車スペースとして利用し、南側の半分を家庭菜園に利用いたします。

申請地北側に位置する受人が購入を予定している住宅及び西側にある長方形の建物の間が進入路となっておりまして、ここから転用地に入ります。

説明の方は以上でございます。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 21、22ページ、別冊資料7、10～13ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。屋代委員。

現地調査担当委員(屋代 幸子) 議案第6号、非農地証明願いについて報告いたします。令和6年7月22日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号9番、久野又地内について、現地は昭和57年にエノキを植林し、現地は傾斜になっており農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われれます。

申請番号10番、黒羽向町地内について、現地は昭和59年に遊技場を建築し、現在に至っております。それ以降農地として利用しておらず、農

地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われ
ます。

申請番号11番、須佐木地内について、現地は昭和37年頃にスギを植
栽し、現在に至っており農地に戻すことは難しいと思います。証明するこ
とに問題はないと思われ
ます。

申請番号12番、両郷地内について、現地は昭和57年頃から納屋の一
部、通路及び下水として利用しており、現在に至っております。農地に戻
すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われ
ます。

申請番号13番、市野沢地内について、現地は平成14年から、隣接店
舗用地の一部、また庭の一部として20年以上経過しており、農地に戻す
ことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われ
ます。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの
で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第7号「令和7年度県農地等利用最適化推進に関する意見及
び県農業等施策並びに予算に関する要望について」を上程します。

事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 24ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑
はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり要望することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、原案のとおり要望することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質
問等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますでしょうか。
<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第13回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時25分 閉会